

審判業務について

(登録手続き)

1. 審判員の登録は、種別毎に設定された登録料および傷害保険料・資料代を添えて、年度当初に実施する審判講習会受付の際に完了すること。やむを得ない事情により審判講習会に参加できなかった場合は、年度最初に出席する競技会時に手続きを行うこと。

(審判講習会への参加)

2. 審判員は、年1回、所定の審判講習会に参加しなければならない。やむを得ない事情により参加できなかった審判員は、規則の変更等について、適宜パート主任からの口頭による説明を受けなければならない。

(審判員手帳、交通費補助)

3. 各競技会では、審判員手帳を役員・庶務係に提出してから審判業務に就くこと。なお、職場等から交通費等が支給される場合には、その旨、役員・庶務係に申告すること。
4. 競技会終了後は必ず審判員手帳を受け取ってから帰ること。審判業務に対して交通費補助を支給するが、職場等から交通費等が支給されている場合は交通費補助を支給しない。

(服装)

5. 審判員は、定められた服装を用いて審判業務に就かなければならない。公式の服装での業務が困難な場合は、各パートに別途の機能的な服装を用いることができるが、その際には競技運営委員長の許可を得なければならない。

- ① 平常の競技会における服装
 - ・白ワイシャツまたは白ブラウス
 - ・紺または黒のブレザーコート
 - ・グレーのスラックスまたはスカート
 - ・徳島陸協制定のネクタイまたはスカーフ
 - ・公認審判員章（カード）、バッジおよび徳島陸協制定の帽子
- ② 夏季（6月～9月）における服装
 - ・徳島陸協制定の半袖白ポロシャツ
 - ・グレーのスラックス、スカートまたはハーフパンツ
 - ・徳島陸協制定の帽子
 - ・公認審判員章（カード）
 - ・紫外線から目を保護するためのサングラスの使用も可（ミラーレンズは不可）
- ③ その他
 - ・審判長（黄色の帽子）
 - ・スターター・リコーラー（赤色の帽子）
 - ・各主任（緑色の帽子）
- ④ 学連審判員・C級審判員
 - ・公認審判員章（カード）
 - ・徳島陸協貸与の帽子及び腕章
 - ・所属チームのユニフォームまたは学校の体操服